

【参考】 同一の法人内で異動した場合の実務経歴書・実務経歴証明書の作成について

申請者が同一の会社において異動した場合の実務経歴書、実務経歴証明書の作成についての考え方は、以下のとおりです。

■ 実務経験を積んだ部署を異動した場合の証明者について

実務経歴証明書は、勤務先ごとに提出する必要がありますが、現在あるいは過去の勤務先内において部署異動があつて、建築士事務所と建築士事務所ではない部署等、複数部署にて実務経験を積んだ場合で、建築士事務所における実務のみで必要とされる実務経験期間をみtasるのであればそれを優先し、建築士事務所の開設者、管理建築士、または所属建築士を証明者とします。

なお、以前に所属していた部署（実務経験を積んだ部署）の証明者は、当該部署の当時の証明者ではなく、**当該部署の現在の証明者に該当する者**となります。

■ 異動した場合の実務経歴書・実務経歴証明書の作成について

① 建築士事務所登録のある部署 A⇔（異動）⇔同一の建築士事務所登録がされている別の部署 B

- ・・・部署 A と部署 B について、同一の建築士事務所登録がされている場合
（同一の建築士事務所における、設計部門と工事監理部門間での異動等）

実務経歴書は、部署毎に作成します。

実務経歴証明書は、原則、部署毎に「建築士事務所による証明書」を作成します。

（ただし、証明者（各事務所の開設者・所属建築士等）が同一であれば、1枚にまとめて作成しても可）

② 建築士事務所登録のある部署 A⇔（異動）⇔別の建築士事務所登録のある部署 C

- ・・・部署 A と部署 C について、それぞれ別の建築士事務所登録がされている場合
（本・支店ごとに建築士事務所登録がされている場合における、本・支店間の異動の場合等）

実務経歴書は、部署毎に作成します。

実務経歴証明書は、上記①と同様。

③ 建築士事務所登録のある部署 A⇔（異動）⇔建築士事務所登録のない部署 D

- ・・・部署 A のみが、建築士事務所登録がされている場合
（建築士事務所登録がされている設計部門と、建築士事務所登録がされていない施工部門間の異動の場合等）

実務経歴書は、部署毎に作成します。

実務経歴証明書は、部署 A については「建築士事務所による証明書」、部署 D については「建築士事務所以外の法人による証明書」を作成します。

④ 建築士事務所登録のない部署 D⇔（異動）⇔建築士事務所登録のない別の部署 E

・・・ 部署 D、E ともに、建築士事務所登録がされていない場合

（建築士事務所登録がされていない施工部門における、本・支店間の異動の場合等）
実務経歴書は、部署毎に作成します。

実務経歴証明書は、原則、部署毎に「建築士事務所以外の法人による証明書」を作成
します。

（ただし、証明者(代表取締役社長等)は同一であるのが一般的なので、1枚にまとめて作成しても可）